令和５年７月15日発行第559号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

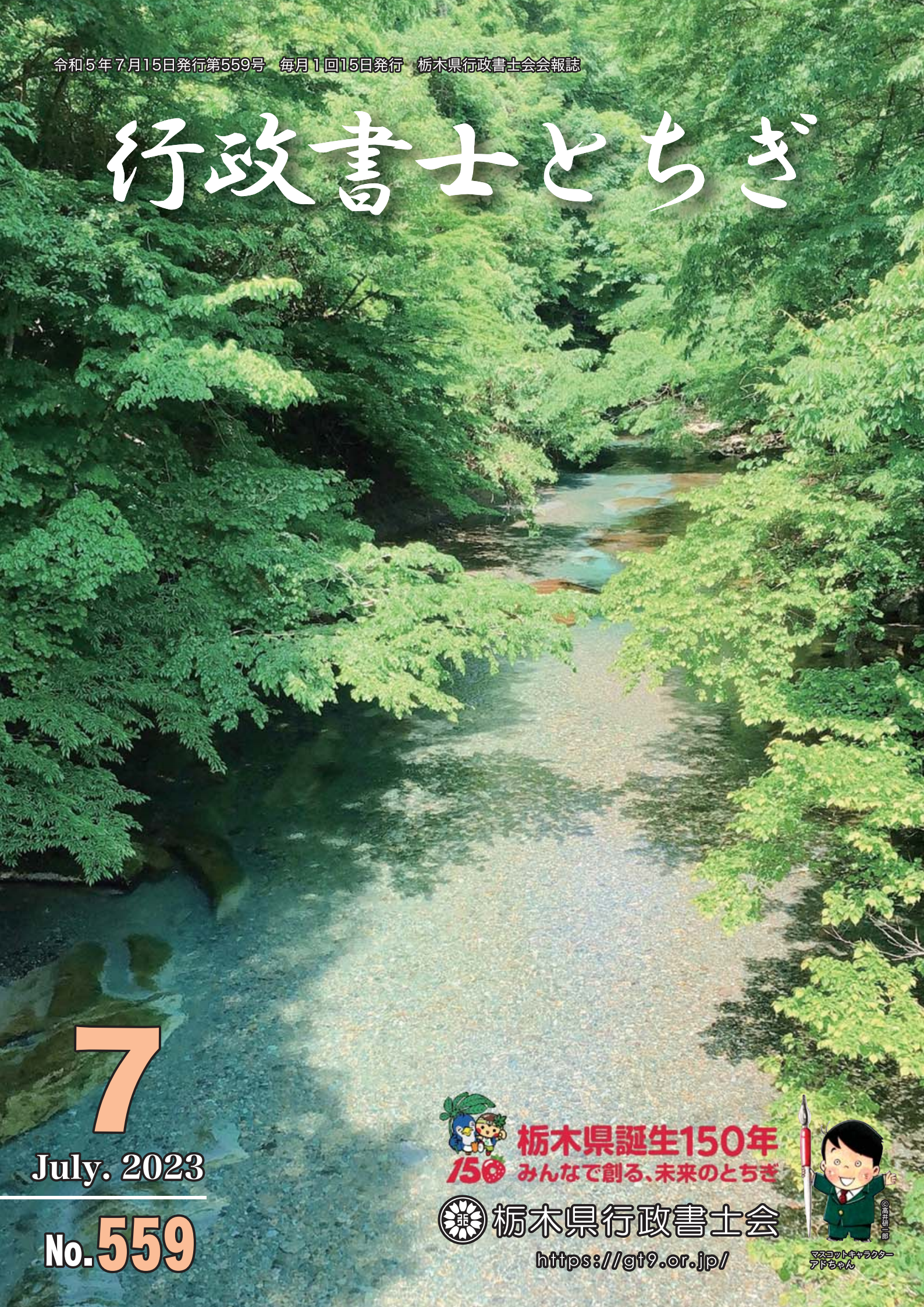

7
July. 2023
No.559

栃木県誕生150年
みんなで創る、未来のとちぎ

栃木県行政書士会
https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

2023年
7月号

CONTENTS

1 目次
2 日行連の一般倫理研修の義務化に関するお知らせ
4 栃木県行政書士会の動き
4 ○相続土地国庫帰属制度研修会　開催
4 ○令和５年度 日本行政書士会連合会定時総会開催
5 総務大臣表彰　受賞
5 申請取次行政書士の動向
6 高齢者等生活サポート項目集
15 デジタルシフト入門
16 支部だより
17 日行連だより
18 栃木県行政書士会カレンダー（８月）
18 業務情報
21 おじゃましま～す！
22 支局かわら版（塩那）
23 研修会のお知らせ
24 会員の動き

No. 559

今月の表紙

木の俣渓谷（那須塩原市）

日行連の一般倫理研修の義務化に関するお知らせ 総務部

令和５年８月３１日に日行連「倫理研修規則」が施行となり、全国の行政書士は、約３時間の一般倫理研修を５年に１回受講し、修了することが義務となります。

研修会の受講方法

現在会員である皆さんは、今年度のうち（令和６年３月３１日まで）に修了する必要がありますので、①、②のいずれかの方法で受講されますようお願いいたします。

①各自、日行連中央研修所の研修サイトからビデオ・オン・デマンド（Ｖ・Ｏ・Ｄ）方式で視聴をする。（インターネットによる視聴）

《注》サーバーの負荷を軽減させるため、分散受講期間が設けられています。
栃木会会員がＶ・Ｏ・Ｄで受講できるのは、

令和５年７月１９日（水）～７月２５日（火）または

分散受講期間終了後（**令和５年８月１６日（水）以降**）です。

②Ｖ・Ｏ・Ｄ方式で視聴できない方は、栃木会が開催する集合形式での日行連一般倫理研修会を受講する。

栃木会では、Ｖ・Ｏ・Ｄと同じ内容の集合形式の研修会を令和５年度に複数回開催します。

最初の研修会は７月２７日（木）に開催します。（申込締切：７／２４）

詳しくは、２３ページに掲載してありますので、ご確認のうえ、お申込みください。

気を付けて！

日行連「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第２２条の改正規定により、令和５年８月３１日以降に職務上請求書の購入申込みをする際、この一般倫理研修の修了証が必要になります。

職務上請求書の購入を予定されている方は、８月までに受講を済ませておく必要があります。

当会の会員専用ホームページの「事務連絡」に、**「一般倫理研修に関するＱ＆Ａ」**や**「Ｖ･Ｏ･Ｄ操作で特にご注意いただきたいこと」**を掲載しています。
ご確認のうえ、受講されることをお勧めします。

■日行連一般倫理研修に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．受講しないとどうなりますか？

Ａ．日行連「会則」６２条の２第３項に定められた義務ですので、未受講の方への通知や勧告などを無視して受講しないままでいると処分の対象になります。

Ｑ２．先日、栃木会の倫理研修会に参加したのですが、日行連の研修も受講しないとダメですか？

Ａ．根拠の規則も内容も異なりますので、受講をお願いします。

Ｑ３．日行連中央研修所の研修サイトを利用したことが無いのですが？

Ａ．日行連のトップページから、「中央研修所研修サイト」のバナーをクリックしますと、ログインページが表示されます。そこに**＜＜中央研修所研修サイト利用案内＞＞＜＜一般倫理研修マニュアル＞＞**が掲載されていますので、手順に沿って受講をお願いします。

Ｑ４．研修の“受講”と“修了”は何が違うのですか？

Ａ．前出①のＶ・Ｏ・Ｄ方式で受講された場合、全て視聴された後で簡単なテスト（すべての視聴を確認するためのキーワード入力）があり、テストに合格した方は修了証発行ボタンを押すことで修了となります。テストに合格できなかった場合でも、何度でも視聴が可能ですので修了できるまで受講してください。前出②の集合形式で受講された場合、テストはありませんが、全科目を離席せずに受講した方にのみ修了証を発行します。

Ｑ５．中央研修所のＶ・Ｏ・Ｄは３時間全部を一度に視聴しなくてはならないのですか？

Ａ．何回かに分けて視聴されても問題ありません。分散受講期間においては栃木会会員の受講期間内でお願いします。

Ｑ６．Ｖ・Ｏ・Ｄで受講、修了した場合、どこかに報告をする必要はありますか？

Ａ．中央研修所の受講状況は日行連で把握していますので、日行連にも栃木会にも報告の必要はありません。

Ｑ７．受講状況を日行連や栃木会で把握しているのであれば（８月３１日以降）職務上請求書を購入する際、修了証は無くてもデータで確認してもらえるのですか？

Ａ．修了データを栃木会で確認できるまでタイムラグがあること、日行連「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第２２条に職務上請求書購入申込みの際に“倫理研修を修了したことを証する書類を添えて”と規定されていることから、修了証を印刷（コピー）して添付する必要があります。

■V･O･Dの操作で特にご注意いただきたいこと

① 視聴完了後に表示されるメッセージは、必ず「ＯＫ」をクリックしてください。
押さないと視聴履歴が記録されず、最後まで視聴したとしても視聴率が１００％となりません。

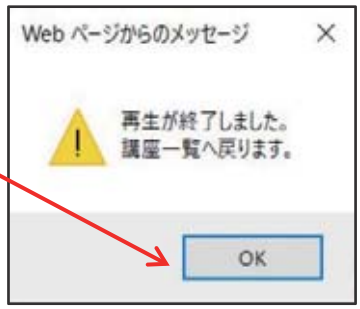

② テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンは必ずクリックしてください。押さないと修了日が確定しません。

③ 途中まで視聴し、あとで続きを視聴する場合には、「視聴中断」をクリックしてください。
「■（停止）」や「||（一時中断）」を押した場合は、あとから続きを視聴することはできません。

栃木県行政書士会の動き

相続土地国庫帰属制度研修会　開催

６月６日宇都宮市文化会館第１会議室において、宇都宮地方法務局不動産登記部門、統括登記官津久井文夫様、登記官古口秀和様を講師に迎え「相続土地国庫帰属制度」についての研修を行いました。会員の関心は高く参加者６３名で盛況でした。

この制度は弁護士、司法書士、行政書士の代行業務であるとのことを説明されました。相続業務にかかわる行政書士の会員は多く、市民からしても弁護士や司法書士よりもハードルの低い行政書士の業務になりえるものと思いました。特に境界については所有権界でよいとのことで、多少実務面では違和感を覚えましたが、新しく始まったばかりの制度であり、施行後５年をめどに実施状況を見直すこともありうるとのことでした。

講演後は活発な質疑応答がありました。その中で、申請書の扱いは宇都宮地方法務局のみで、事前相談の後申請に至るもので、概ね８か月の審査期間を要するとの説明がありました。

行政書士として受任の際は、制度の理解を深めて、依頼者と綿密な打ち合わせを行ってから、実施するようにしていただきたいと思います。

（土地利用開発部　佐藤栄一）

令和５年度 日本行政書士会連合会定時総会開催

６月１５日東京プリンスホテル「鳳凰の間」にて、代議員２５６名の参加により、令和５年度日本行政書士会連合会定時総会が開催されました。当会からは安野会長、毛塚副会長、手塚副会長、豊田副会長、吉沢副会長が、選挙管理委員会として横山眞栃木会相談役が出席しました。

定時総会に先立ち、総務大臣表彰授与式が行われ、当会の３名の受賞者のうち、手塚理恵副会長が参加しました。

定時総会では、次の６議案が審議され、いずれも可決承認されました。

第１号議案 令和４年度事業報告

第２号議案 令和４年度決算報告 決算報告書・監査報告書

第３号議案 令和５年度事業計画（案）

第４号議案 公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について（案）

第５号議案 令和５年度予算（案）

第６号議案 役員の改選

役員の改選では、前期に引き続き東京会の常住豊氏が会長に就任されました。

各単位会も役員改選の年であったことから、全国から集まった代議員は新たな顔ぶれも多く、私共も気持ちを新たにする１日となりました。

総務大臣表彰　受賞　おめでとうございます

行政書士としての永年の功績が称えられ、栃木会から３名が受賞しました。
令和５年６月１５日に日行連総会会場にて表彰状授与式が挙行されました。

芳賀支部 **秋葉憲司** 会員
入　会 昭和56年12月12日
理事歴 栃木会理事５期

塩那支部 **佐藤栄一** 会員
入　会 平成５年２月１日
理事歴 栃木会副会長３期
栃木会理事３期

宇都宮支部 **手塚理恵** 会員
入　会 平成５年６月１日
理事歴 栃木会副会長４期
栃木会理事９期

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（６月）	２名
更新申出（６月）	０名
申請取次行政書士（６月末現在）	１６０名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ－【会員専用】ページ－各種申請様式－申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出（失効し、再取得される方も新規扱いです）は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：７月３１日（月）　受付日：８月９日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（８月は１４日から１６日が事務局夏季休業のため１７日（必着）です）
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

※令和５年度の日行連の申請取次関係研修会の日程表が公表されました。申出に関する特例措置等については、日行連ＨＰ会員向けサイト「連con」に掲載されております。

２２．成年後見制度について

１．成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々を保護し、支援するための制度です。

不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。成年後見人等はこのような判断能力が不十分な方々のサポートを行ないます。

２．成年後見制度の理念

成年後見制度の理念は、①ノーマライゼーション、②本人の意思や自己決定権の尊重、③身上の保護の重視等、これらの理念の調和を目指しています。また、「残存能力の活用」も成年後見制度の理念の一つであり、本人が有している力を最大限引き出し支援することが重要です。

３．成年後見制度の種類

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の２種類があります。法定後見制度は、「後見」、「保佐」、「補助」の３つの類型があり、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

１）法定後見制度 ➡ 判断能力が不十分な方（後見、保佐、補助）

２）任意後見制度 ➡ 判断能力が不十分になる前に

<table>
<tr><th colspan="2">種類
類型</th><th>対象となる方</th><th colspan="2">援助者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">法定後見</td><td>後見</td><td>判断能力が欠けているのが通常の状態の方</td><td>成年後見人</td><td rowspan="3">監督人が選任されることがあります。</td></tr>
<tr><td>保佐</td><td>判断能力が著しく不十分な方</td><td>保佐人</td></tr>
<tr><td>補助</td><td>判断能力が不十分な方</td><td>補助人</td></tr>
<tr><td colspan="2">任意後見</td><td colspan="3">本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。</td></tr>
</table>

■ 後 見

精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が欠けているのが通常の状態にある方を保護・支援するための制度です。この制度を利用すると、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人または成年後見人が、本人がした不利益な法律行為を後から取り消すことができます。ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、取消しの対象になりません。

■ 保 佐

精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が著しく不十分な方を保護・支援するための制度です。この制度を利用すると、お金を借りたり、保証人となったり、不動産を売買するなど法律で定められた一定の行為について、家庭裁判所が選任した保佐人の同意を得ることが必要になります。保佐人の同意を得ないでした行為については、本人または保佐人が後から取り消すことができます。ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、保佐人の同意は必要なく、取消しの対象にもなりません。また、家庭裁判所の審判によって、保佐人の同意権・取消権の範囲を広げたり、特定の法律行為について保佐人に代理権を与えることもできます（※）。

※　保佐人の同意権・取消権の範囲を広げたり、保佐人に代理権を与えるためには、自己決定の尊重から、当事者が、同意権等や代理権による保護が必要な行為の範囲を特定して、審判の申立てをしなければなりません。また、保佐人に代理権を与えることについては、本人も同意している必要があります。この申立ては、保佐開始の審判の申立てとは別のものです。

■ 補 助

軽度の精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力の不十分な方を保護・支援するための制度です。この制度を利用すると、家庭裁判所の審判によって、特定の法律行為について、家庭裁判所が選任した補助人に同意権・取消権や代理権を与えることができます（※）。ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、補助人の同意は必要なく、取消しの対象にもなりません。

※　補助人に同意権や代理権を与えるためには、自己決定の尊重の観点から、当事者が、同意権や代理権による保護が必要な行為の範囲を特定して、審判の申立てをしなければなりません。この申立ては、補助開始の審判とは別のものです。なお、補助に関するこれらの審判は、本人自らが申立てるか、本人が同意している必要があります。

■ 任意後見

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

将来の自分の生活のこと、療養看護、財産管理などについて、自分が納得する内容を自分の意思で決定することができ、これは成年後見制度の理念である「自己決定の尊重」に基づく制度であります。

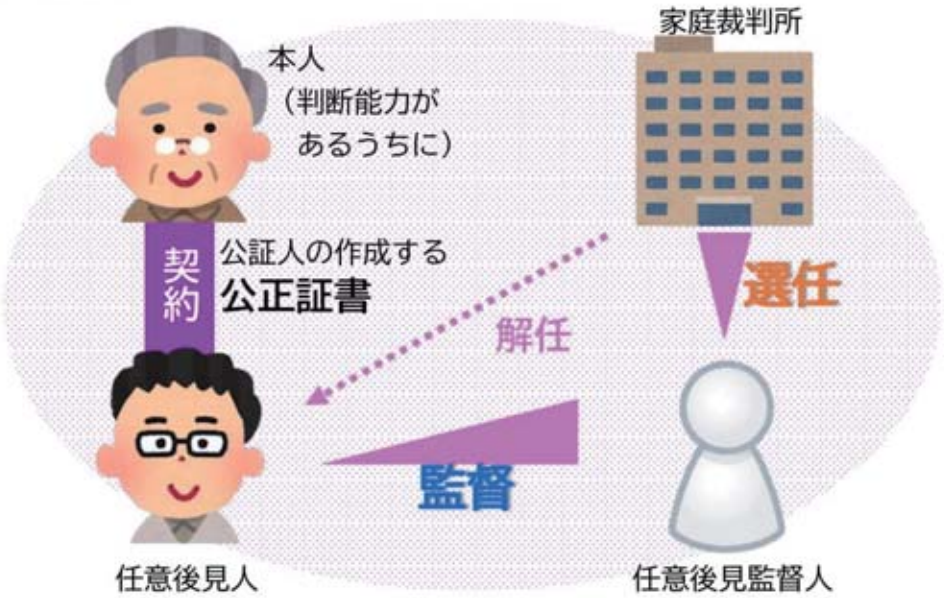

4．成年後見制度や保佐制度を利用した場合の資格などの制限について

これまで、各種の法律において、成年後見制度または保佐制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。(※) 今後は、各資格・職種・営業許可等に必要な能力の有無については、個別に判断されることになります。

(※)「会社法」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」における法人の役員(株式会社の役員など)の資格に関する権利制限は、改正の対象となっていませんでしたが、その後、「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年後見制度や保佐制度を利用した場合にも一定の要件を満たせば、これらの法人の役員に就任することができることとされました(公布の日(令和元年１２月１１日)から１年６月以内に施行)。

5．法定後見制度の利用の仕方

（1）申立てについて

法定後見制度は、本人の住所地の家庭裁判所へ後見等開始の申立てをすることで、家庭裁判所は、精神上の障害によって、判断能力が欠けているのが通常の状態の方については後見開始の審判を、判断能力が著しく不十分な方については保佐開始の審判を、判断能力が不十分な方については補助開始の審判をすることができます。

申立てをすることができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長などです。

手続の詳細については、申立てをされる家庭裁判所へお問い合わせください。

（2）市町村長申立てについて

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護を図るため、市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

（3）法定後見開始の審判の申立てに必要な費用

	後見	保佐	補助
申立手数料（収入印紙）	８００円	８００円（注１）	８００円（注２）
登記手数料（収入印紙）	２，６００円	２，６００円	２，６００円
その他	連絡用の郵便切手（注３） 鑑定料（注４）		

（注１）保佐人に代理権を付与する審判又は保佐人の同意を得ることを要する行為を追加する審判の申立てをするには、申立てごとに別途、収入印紙８００円が必要になります。

（注２）補助開始の審判をするには、補助人に同意権又は代理権を付与する審判を同時にしなければなりませんが、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙８００円が必要になります。

（注３）申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。

（注４）後見と保佐では、必要なときには、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行いますので、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、ほとんどの場合、１０万円以下となっています。

（※）申立てをするには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要です。これらを入手するための費用も別途かかります。（申立てに必要な書類については、申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。）

（※）資力の乏しい方については、日本司法支援センター（通称「法テラス」）が行う民事法律扶助による援助（申立代理人費用の立替えなど）を受けることができる場合があります。

詳しくは法テラスの窓口(TEL 0570-078374 おなやみなし)へお電話ください。また法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市町村もあります。詳しくは各市町村の窓口へお問い合わせください。

（4）鑑定について

鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。申立時に提出する診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定を依頼して行われます。後見開始および保佐開始の審判では、原則として、この鑑定手続が必要であると定められています。

鑑定には、申立てとは別に費用がかかります。鑑定費用は、鑑定を引き受ける医師の意向や、鑑定のために要した労力等に応じて決められますが、ほとんどの場合、１０万円以下となっています。

◆最高裁判所事務総局家庭局の成年後見関係事件の概況（平成３１年１月～令和元年１２月）によれば、成年後見関係事件の終局事件のうち、鑑定を実施した者は、全体の約７．０％（前年は約８．３％）であり、鑑定の費用については、５万円以下のものが全体の約５４．７％（前年は約５５．１％）を占めており、全体の約９５．３％の事件において鑑定費用が１０万円以下でした。

（5）成年後見人等の選任

成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

なお、後見開始等の審判を申立てた人において特定の人が成年後見人等に選ばれることを希望していた場合であっても、家庭裁判所が希望どおりの人を成年後見人等に選任するとは限りません。希望に沿わない人が成年後見人等に選任された場合であっても、そのことを理由に後見開始等の審判に対して不服申立てをすることはできません。

（6）成年後見人等の役割

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

（7）成年後見人等の報酬

成年後見人等は、その事務の内容に応じて、被後見人等の財産の中から報酬を受け取ることができます。その場合には、家庭裁判所に対し、後見事務報告書、財産目録、通帳の写し等に申立手数料８００円を添えて、報酬付与の審判の申立てをします。

なお、報酬の額については、裁判官が個々の事案の実情に応じて、対象期間中の後見の事務内容、後見人が管理する本人の財産の内容等を総合的に考慮して裁量で決定します。

（8）申立てから開始までのおおよその期間

審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえません。鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。多くの場合、申立てから成年後見等の開始までの期間は、４か月以内となっています。

法定後見の開始までの手続きの流れの概略

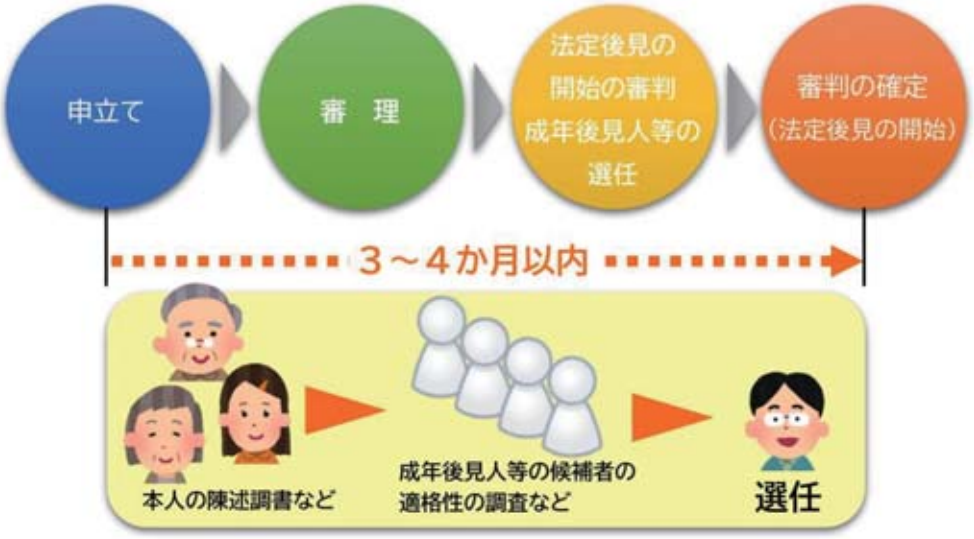

6．任意後見制度の利用の仕方

（1）任意後見契約

任意後見制度を利用するためには、十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）と任意後見契約を締結することが必要となります。自分の判断能力が衰えてきたときに、自分に代わって財産管理や必要な契約（介護サービスの利用や、施設入所契約等）等をしてもらうことになるので、信頼できる相手と契約を結ぶことが大切です。

任意後見契約は、「任意後見契約に関する法律」により、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならないと定められています。その理由は、依頼する側（委任者）、依頼される側（受任者）の意思をきちんと確認することが必要であり、契約の内容が法律に従ったものになるよう、深い知識と経験をもつ公証人が作成する公正証書によらなければならないとされています。

公正証書により契約書を作成する際には、公証人に手数料を支払う必要があります。手数料については直接公証役場にお尋ねください。

（2）任意後見が始まる時期

前述のとおり、任意後見制度を利用するためには公正証書によりあらかじめ任意後見契約を締結しておく必要があります。しかし、任意後見契約は契約を締結しただけでは効力は生じず、ご本人の判断能力が低下してきた場合に、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者が家庭裁判所に対して、任意後見監督人選任申立を行ない、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

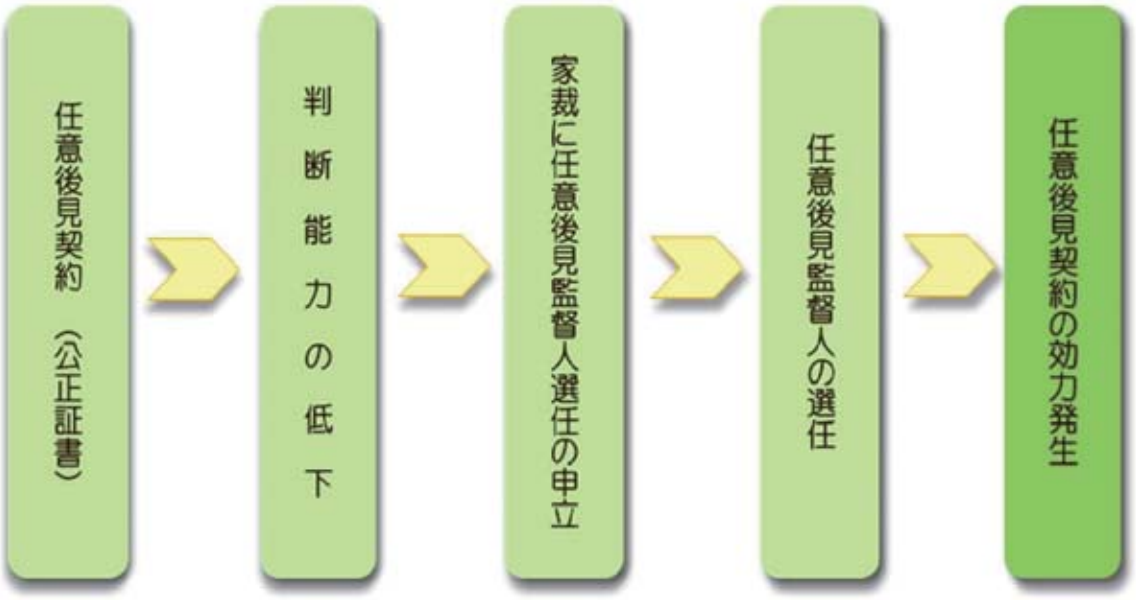

（3）任意後見の形態

◆任意後見の形態として、「将来型」「移行型」「即効型」の３種類があります。

将来型	将来において本人の判断能力が低下した時点で任意後見受任者が任意後見監督人の監督のもとに任意後見契約に基づき後見事務を開始する形態。
移行型	任意後見契約締結と同時（※）に「見守り契約」「財産管理等委任契約」を締結し、判断能力があるうちは「見守り契約」「財産管理等委任契約」に基づき事務を行ない、判断能力低下後に任意後見に移行する形態。
即効型	任意後見契約の締結後に直ちに任意後見監督人選任申立てを行ない、任意後見契約の効力を発生させる形態。

※「見守り契約」は任意後見契約の締結より前の段階で契約をすることもあります。

（4）見守り契約

見守り契約とは、任意後見が始まるまでの間、定期的に本人の自宅や施設等を訪問し面談、または電話連絡することで本人の健康状況や生活状況を確認することを目的とします。任意後見契約が発効するまでの間、本人と任意後見受任者との関係が全くない状態ができてしまうと、任意後見受任者は、本人の状況を把握することが困難になり、適切な時期に任意後見監督人の選任の申立てを行なうことができないおそれがあります。移行型の場合、任意後見契約締結と同時に財産管理等委任契約と共に契約をすることで、任意後見受任者が本人の健康状態や生活状態の把握ができ、適切な時期に任意後見監督人選任申立てをすることが可能となり必要な支援をすることができます。

（5）財産管理等委任契約

任意後見契約は、本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されないと発効されないので、身体的な理由（車椅子、寝たきり等）では、任意後見を利用することはできません。しかし、身体的な理由で自ら金融機関での預貯金の払戻しや役所での様々な手続きが困難な場合があります。このような場合に備えて、信頼できる相手に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約が財産管理等委任契約です。任意後見契約と同時に結ぶことで、判断能力は十分あるが、身体の自由がきかなくなったときに備えることができます。

（6）死後事務委任契約

任意後見契約は、本人の死亡により終了するので、死亡後の事務については別途契約をしておかなければ死後の事務を行なうことはできません。亡くなったあとの諸手続（例：医療費の支払い、施設利用料の支払い、葬儀・埋葬に関する事務や支払等）、に関して代理権を付与する契約が「死後事務委任契約」です。

契約書の様式についての定めはありませんが、契約内容が本人の意思であることや、判断能力について問題がないことを証明するためにも公正証書で作成することが望ましいと言えます。

財産管理委任契約と同様に、任意後見契約と同時に締結することで死後の事務について備えることができます。

（7）契約の形態

見守り契約、財産管理等委任契約、任意後見契約、死後事務委任契約、これらの契約については、個々の状況により組み合わせが変わってきます。

1）見守り契約＋任意後見契約　のパターン

2）見守り契約＋財産管理等委任契約＋任意後見契約　のパターン

3）見守り契約＋財産管理等委任契約＋任意後見契約＋死後事務委任契約　のパターン

など、自分に必要な契約を検討していきます。

（8）任意後見契約等を結ぶ際の注意点

この契約は、お互いのことをよく知り、お互いが信頼できる関係を構築することが必要です。将来の自分の生活や財産等について安心して託すために、慎重に契約をする必要があります。契約内容を十分吟味し、納得のいく契約締結を行なってください。

《出典》

①法務省ウェブサイト

成年後見制度～成年後見登記制度～（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html）

パンフレット　（http://www.moj.go.jp/content/001287467.pdf）

成年後見制度について（法務省）（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html）を参照して作成

②裁判所ウェブサイト

・裁判手続 家事事件Q＆A

（https://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kazi/index.html#qa_kazi53）

・成年後見制度について（裁判所）

（https://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kazi/index.html#qa_kazi53）を参照して作成

③Q＆A成年後見実務全書第４巻　第１刷発行

発行/民事法研究会　編集代表/赤沼康弘・池田恵利子・松井秀樹

（ｐ１５１１～　Ｑ３７０任意後見契約の利用形態―将来型、移行型、即効型）

（ｐ１５３５～　Ｑ３７８任意後見監督人選任申立てまでの見守り契約）

（ｐ１５７８～　Ｑ３９０死後事務委任契約）

デジタルシフト入門

デジタルシフト推進委員会

第１０回　ブラウザのセキュリティ機能と助かるパスワード管理機能

本シリーズの第１回目は、人気のあるブラウザについてご紹介しました。今回は、ブラウザが備えている２つの重要な機能である、セキュリティ機能とパスワード管理機能についてご紹介します。

第１回目にご紹介したようにブラウザは、インターネットを利用する最初の窓口です。また、サービスを利用するために個人情報を取り扱うことも多く、大変重要なツールとなっています。そのために、個人情報を管理し、安全にインターネットを利用することに特化したセキュリティ機能やパスワード管理機能が必然と必要となり、今では重要な機能として備え付けられています。

前回紹介したマイクロソフトディフェンダーや、市販のウィルス対策ソフトなどと併用して使うことが望ましい利用方法となります。

ブラウザのセキュリティ機能

ブラウザのセキュリティ機能は、マイクロソフトエッジ及びグーグルクロームには、標準で組み込まれており、インストール作業などは必要ありません。

マイクロソフトエッジのセキュリティ機能には、

１．悪意のあるWebサイトやファイルをブロックする機能
２．不正なアプリケーションやファイルを検出する機能
３．検索履歴や個人情報を追跡する広告等をブロックする、追跡防止機能
４．セキュリティ更新プログラムの自動インストール機能

があります。

ブラウザを使っていると、ネット購入したものや検索した商品の類似広告が目に付くと思います。追跡防止機能を利用すると、完全ではありませんが、ある程度これを防止することが可能です。

パスワード管理機能

ブラウザには、もう一つ大変重要な機能があります。アカウントとパスワードを管理する機能が標準で付いています。

インターネットサービスが多岐にわたり、多くの事がインターネットを介して利用できるようになりました。サービスを利用する際に、アカウントを忘れてしまった、パスワードが分からないという経験は、多いのではないでしょうか。。

こんな時に活躍するのが、ブラウザのアカウント管理機能です。ここには、全てのアカウントとパスワードが記録されています。また、パスワード管理機能を使うことで、強力なパスワードを生成し、自動的に記憶することができます。

パスワードの使い方、作り方は、従来いろいろなことが言われてきました。現在は、積極的にパスワードマネージャを利用することが推奨されています。最近はさらに進化し、「パスキー」と呼ばれる、より安全な代替手段が使われ始めています。デバイスの指紋認証や顔認証など、生体認証を使用して作成されます。そのため、パスワードよりも盗難や不正アクセスのリスクが低くなります。パスキーは端末に保存されるため、忘れる心配もありません。

グーグルクロームのパソコン版でも生体認証の利用が数カ月以内に提供されると今年の６月８日にグーグル社から発表がありました。パスワードを入力する作業から解放される日が近づいています。

デジタルシフト推進委員会では、令和５年度も会員のデジタルスキルアップを図るための研修会を予定しています。

また会員専用サイトには、紹介したアプリや、ツールの紹介動画も掲載しています。こちらもぜひご利用ください。

（デジタルシフト推進委員会　室賀芳明）

支部だより

【那　須】

那須支部第２回役員会

６月１５日（木）午後１時より、那須支部において、令和５年度第２回役員会が厚崎公民館にて開催されました。

令和５年度の定期総会を受け、計画された無料相談会、研修会等の事業の子細について協議しました。

コロナ禍による事業縮小が続いたため、本年は、事業見直しとなりました。事前に事業内容についてアンケートを取り、アンケートに基づいて事業子細の協議を行いました。

減少傾向にある無料相談会については、案内にＱＲコードを付与すること、各家庭への回覧板にチラシを挿入すること、支部ホームページを活用することなどを行い、改めて行政書士制度の普及に努めることとしました。

研修会は、身近に迫った「インボイス制度」について、税理士を兼業とする支部役員が講師を担っていただくことになりました。８月３日を予定しています。他支部の方も歓迎です。

また、支部役員の連絡方法にチャットツール等を活用することとしました。相互連絡の活性化、素早い連絡と情報共有を促進することが狙いです。支部会員への連絡・情報共有にも積極的に利用することとしました。事業の進め方も社会の情勢に合わせていくことになります。会員・役員の過度の負担にならぬよう試行錯誤とサポートを行いながら進めることになります。

（支局長　室賀芳明）

那須支部主催研修会のご案内

インボイス制度への理解を深めませんか

適格事業者の登録を迷っている、或いはまだ登録していない会員に向けて、インボイス制度のあらましと２割特例の子細についてＱ＆Ａを交え解説を致します。

他支部の方の受講も可能です。

○開催日時　令和５年８月３日（木）　１３：３０～１５：００
○開催場所　那須塩原市厚崎公民館　２階大研修室
　＊スリッパ等上履き持参願います。
○研修内容　インボイス制度のあらましと２割特例について
○講　　師　行政書士・税理士　小島　賢会員
○受 講 料　無料
○申 込 先　那須支部　塚本さゆり　tsukamoto-office@kbe.biglobe.ne.jp
○申込締切　７月３１日（月）

・オンライン配信を実施します。視聴を希望される方は、申込先までメールをお願いします。

事務局より夏季休暇のお知らせ

８／１４（月）～８／１６（水）夏季休暇のため、事務局は閉局となります。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

また、申請取次行政書士の更新の書類締切は毎月１５日ですが、８月については、８／１７（木）必着とさせていただきます。

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
270	R5.6.2	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行について
271	R5.6.2	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について
272	R5.6.2	検査標章貼り合わせ手順について
282	R5.6.2	ウクライナ避難民等への支援活動状況についてのアンケート結果について
279	R5.6.8	令和５年６月分会費納入について
285	R5.6.8	申請取次実務研修会（８月ＶＯＤ方式）の開催について
309	R5.6.16	労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰の状況等を踏まえた対応について
310	R5.6.16	自動車検査証の電子化に関する特設ページの開設について
323	R5.6.16	令和５年度所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定円滑化、普及・定着等に向けたモデル調査について
353	R5.6.30	第７３回”社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～周知用ポスター等の配布について
367	R5.6.30	旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領の一部改正について
368	R5.6.30	建設業法施行規則等の一部改正に伴う技術者資格の取り扱いについて

財務経理部から会費振替のお知らせ

７月は会費納入月です。

口座振替の方は残高不足にご注意ください。

振替日は次のとおりです。

Ｔ－ＮＥＴ経由会員　７月２７日（木）

経由しない会員　　７月２５日（火）

栃木県行政書士会カレンダー（８月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
7	月	広報部会	13:30～	広報部
8	火	登録説明会	10:00～11:00	総務部
9	水	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		申請取次新規受付	13:30～16:30	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 （於:足利市生涯学習センター２階マナヴィの部屋）	13:00～16:00	足利支部
14	月	行政書士無料相談 （於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
		事務局夏季休暇		
15	火	事務局夏季休暇		
16	水	事務局夏季休暇		
		ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
17	木	封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
18	金	行政書士による相談（於：佐野市役所） （問い合わせ:佐野市市民生活課 0283-20-3014）	13:30～16:00	佐野支部
		行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室）	14:00～16:00	栃木支部
23	水	行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士専門相談 （於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士無料相談（於:壬生町役場１階１０２会議室） （予約問い合わせ:壬生町生活環境課くらし安心係 0282-81-1826）	14:00～16:00	栃木支部
24	木	行政書士専門相談 （於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室） （予約問い合わせ:下野市市民協働推進課　0285-32-8887 ）	10:00～12:00	小山支部
27	日	関比佐江氏黄綬褒章受章祝賀会（於：ホテルニューイタヤ）	12:00～	
		市民プラザ無料相談会 （於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰の状況等を踏まえた対応について　～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 309 号】
労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰の状況等を踏まえた対応について.pdf
事務連絡　労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰の状況等を踏まえた対応について.pdf
別添１　労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について.pdf
別添２　労務費､原材料費､エネルギーコスト等の取引価格を反映した契約の適正化について.pdf

2023年度　経営事項審査予定表（10月宇都宮スケジュール変更）
～栃木県県土整備部より～

標記の件について、栃木県県土整備部監理課より周知依頼がありました。
１０月の宇都宮のスケジュールのうち、１２日が２０日に変更になりました。
変更後の一覧表は、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されています。

【変更前】１０月１２日、１０月１３日
【変更後】１０月１３日、１０月２０日（２０日は午前のみ 会場は県庁１５階）

自動車検査証の電子化に関する特設ページの開設について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第310号】自動車検査証の電子化に関する特設ページの開設について.pdf

宇都宮市　都市機能誘導施設立地促進補助金におけるテナント出店等への支援拡充について
～宇都宮市都市整備部より～

標記の件について、宇都宮市都市整備部ＮＣＣ推進課より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

都市機能誘導施設立地促進補助金におけるテナント出店等への支援拡充について.pdf
立地適正化計画に基づく支援制度のご案内.pdf
補助対象区域図（都市機能誘導区域等）.pdf

建設業法施行規則等の一部改正に伴う技術者資格の取り扱いについて
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第368号】建設業法施行規則等の一部改正に伴う技術者資格の取り扱いについて.pdf
令和5年6月26日付・事務連絡.pdf
令和5年6月26日付・国不建技36号.pdf
（参考）技術検定合格発表日一覧.pdf

旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領の一部改正について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第367号】旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領の一部改正について.pdf
旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領.pdf
新旧対照表「旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領」

今夏の電力需給ひっ迫に対する節電･省エネへの協力について

栃木県知事より、栃木県環境森林政策課経由で件名の周知依頼がありました。

今般、政府において「2023 年度夏季の電力需給対策」が取りまとめられ、対策として東京エリアに節電の協力依頼がありました。

これを受けて、栃木県においては、県民生活や経済活動に支障が生じることがないよう、県庁自らが率先して節電・省エネに取り組むとともに、無理のない範囲での協力を県民・事業者に呼びかけています。

会員皆様のご協力をお願いいたします。

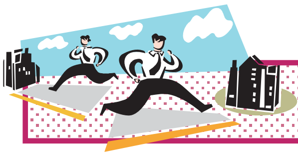

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま〜す！

氏　　　名　加藤宏一
事務所名称　行政書士加藤宏一事務所
所　在　地　大田原市中田原１３１２−３
入　会　日　令和４年１月１日

Ｑ．行政書士に登録しようと思ったきっかけを教えてください

以前は自動車部品メーカーに勤務していました。３交代勤務でしたが、母が亡くなり、高齢の父とのすれ違いの暮らしに不安を感じました。独立できる資格の行政書士を目指し勉強を続けていました。試験合格後も、会社員を続けながら、約１年間開業準備を進め、昨年開業しました。

Ｑ．試験勉強大変お疲れさまでした。その後の開業準備とは、どのようなものでしょうか？

行政書士実務講座と呼ばれる試験合格者などを対象にした、１年間利用できる通信教育です。合格はしたものの、行政書士の仕事を始めるための経験も知識もないことから、見習い制度のようなものを探したのですが、見当たりませんでした。

そこで試験の通信講座の延長で、実務のありようや知識についての講座があったため受講しました。分厚い教科書が送られて、オンラインで受講する仕組みでした。

Ｑ．現在、主に取り扱っている業務は？

開業当初は業務分野も広いため、遺言・相続業務や国際業務を考えていましたが、現在主に取扱っている業務は自動車関係や国際業務です。

また、私の他に出張封印ができる会員が那須支部にいらっしゃらないので、その依頼もあります。

Ｑ．近くには、自動車を取り扱う業者も多いですね。気を付けていることや、気がかりなことはありますか？

自動車関係の業務を行うと営業所などが顧客になる事も多く、インボイス制度も始まる事から、適格事業者の申請を済ませました。いろいろな情報を的確に得る必要があると考えます。那須支部の役員になったこともあり、支部の兼業の会員と情報交換もできるようになり、助かっています。

一方、自動車を専業で進めるには不安があります。業種を広げる必要があると感じています。

Ｑ．開業して思うことは？

高校卒業後、企業に会社員として３０年以上勤めてきました。時間に拘束されますが、毎月安定した収入を得られました。

開業して個人事業主となり、自由な時間が増えた反面、生活していけるだけの収入が見込めるのか不安でした。苦労して掴んだ資格なので活かしていきたいと思います。

Ｑ．最後になりますが、抱負など

開業を知った友人から仕事を依頼されることもありますが、友人を含め相談に来てくださるお客様の要望に応えられるよう誠心誠意尽くしていこうと思います。

また、現在の業務の他に、許認可業務などもやりたいと思っています。

加藤会員は、自宅の庭に事務所の新設のみならず、開業前に１年間の実務講座を受講までしており、行政書士業に並々ならぬ意気込みが感じられました。本年度から、支部役員と支局長も担当していただき、支部活動にも積極的です。今後の活躍が大いに期待できる会員です。気負わず長くやっていくとのこと、エールを送ります。

（支局長　室賀芳明）

支局かわら版

塩那支部内の道の駅について

塩那支部

新型コロナウイルスの行動制限が解除され、日常の生活ができるようになりました。

暫くぶりに巣ごもり生活から解放され、誰もが思い思いに楽しめる日常がやってきました。これまで心待ちにしていた友達との花見やドライブなど出かけた人も多かったのではないでしょうか。これからの季節、私がぶらりと休日に訪れてみたい道の駅を紹介したいと思います。

「那珂川町」には、自然豊かな清流の那珂川をはじめ温泉、焼物、神社、美術館、史跡など観光資源が豊かにあります。「遊びにおいでよ！田舎が一番」のキャッチフレーズで開設した「道の駅ばとう」があり、訪れた人々の休憩スポットとして賑わいを見せています。

国道２９３号線を西に進むと「さくら市」に入ります。この街には、平成１３年に開設した関東地区では初めての、美肌の湯として有名な「喜連川温泉」を活用した温泉施設と併設の「道の駅きつれがわ」があり、県内外の多くの人々が訪れています。周辺には、荒川や鬼怒川などの清流やお丸山公園、早乙女の桜並木、氏家地区の鬼怒川左岸にある勝山城公園、氏家ゆうゆうパークなど桜の名所が数多くあり是非、四季を通じて訪れてみたいポイントとなっています。

県道矢板那須線矢板バイパスを北上すると美しい高原山麓が見えてきます。右手に、平成２３年に開設した「道の駅やいた」があります。農林業が盛んな地域で、この道の駅が休憩施設、地域振興や情報の発信基地となっています。周辺には、やしおつつじで有名な八方ヶ原やコバルトブルーのおしらじの滝など「山の駅たかはら」を中心としたハイキングコース、また、日本の都市公園百選に選ばれた長峰公園などがあります。

矢板から国道４６１号を西に進むと「塩谷町」に入ります。町には、鬼怒川の清流が流れ、東荒川、西荒川ダムの豊かな水源地があります。特に、高原山の麓にある日本名水百選に選ばれた尚仁沢湧水など、自然豊かで四季を通じて美しい風景に出会えるお薦めの地域です。この地域に平成２４年開設した「道の駅湧水の郷しおや」は、日光や鬼怒川温泉に訪れる人々も多く賑わっています。

最後に、「道の駅たかねざわ元気あっぷむら」が令和２年に開設しました。これまでの温泉施設、売店、宿泊施設の他に、新たに、広大な敷地を利用した今流行のグランピングが併設され「行きたくなる場所、ここにしかない空間」としてリニューアルしました。休日には、多くの家族連れが訪れ思い思いの楽しみ方で賑わいを見せています。

（支局長　石下辰博）

研修詳細

日行連倫理研修規則に基づく一般倫理研修会（集合形式での研修）　総務部主催

「日本行政」や「行政書士とちぎ」で既に周知を図っているとおり日行連「倫理研修規則」の施行に伴い一般倫理研修の受講が義務化となります。（２ページ参照）

既に中央研修所の研修サイトで受講を済まされている方もいらっしゃいますが、現在会員の方は令和６年３月末日までに研修を修了する必要があります。

今回は研修サイトと同じ内容を集合形式により開催します。離席せず３時間の内容をすべて受講されると修了証が後日交付されますので、まだ修了されていない方はお申し込みください。

なお、行政書士とちぎ４月号以降、毎月ご案内しておりますが、本年８月３１日以降に職務上請求書の購入申し込みをする際には、本研修の修了証の添付が必須となります。

○開催日時　令和５年７月２７日（木）１３：３０～１６：３０（受付開始１３：００）
○開催場所　栃木県教育会館　５階　小ホール（宇都宮市駒生１丁目１番６号）駐車場あり
○研修内容　日行連一般倫理研修（中央研修所研修サイトの内容と同一）
○対 象 者　行政書士
○定　　員　１２０名（先着順）　※受講者証を送付します。
○受 講 料　無料
○申込方法　ＦＡＸまたはメール。（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○締め切り　７月２４日（月）
○当日持参　**行政書士証票・受講者証**

※途中での入退室、中座の方には修了証の発行は行いません。
※既に研修サイトで修了している方のお申し込みはご遠慮ください。
※令和５年度中に、同じ集合研修を実施する予定ですが、現在のところ日にちは未定です。

再掲載

募　集　研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込		ﾃｷｽﾄ申込
				会員	補助者	
7/27	日行連倫理研修規則に基づく一般倫理研修会（集合形式での研修）	無　料	7/24			—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（令和５年６月30日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	栃　木 大野　健次	R5.6.1	328-0072	行政書士大野健次事務所 栃木市嘉右衛門町5-25	0282-23-1739	
	宇都宮 髙村　典宏	R5.6.1	321-2116	たかむら行政書士事務所 宇都宮市徳次郎町618-7	028-643-1117	
	宇都宮 大竹　知代	R5.6.1	320-0051	行政書士おおたけ事務所 宇都宮市上戸祭町520-8	090-4029-2688	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
日　光	杉山　　茂	R5.6.1	廃　業	宇都宮	狐塚　博司	R5.6.30	廃　業
宇都宮	石塚　浩輔	R5.6.30	廃　業	栃　木	丘野　康幸	R5.6.30	単位会変更 （東京会）
芳　賀	神原　邦雄	R5.6.30	廃　業				

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
足　利	服部　一人	電話番号	080-2028-2811

編集後記

２０２３年７月号をもって現広報部による行政書士とちぎの担当任期が終了することとなります。この２年間副会長含めメンバー４人で協力し合いながら、それぞれの知識や長所を活かし邁進できたこと、とても嬉しく、また誇らしく思っております。

栃木県内の地理や風物詩について知識の乏しかった私が、表紙の選定等をする立場として協力することができるのかと始めは不安な面もありましたが、多くの写真を見ながら説明を聞いていると、興味が沸き実際に行ってみたく思えるほどでした。

また、行政書士とちぎのデジタル化において、アンケート等で方向性や傾向は見えてきたものの、具体的な方針を発信するまでには至らず、今後の残務として多くの課題を残してしまったことは、心苦しく思います。

最後に、2年間行政書士とちぎに携わる上で、関わらせていただいた皆様にとても感謝申し上げます。

（広報部　野村泰紀）

行政書士とちぎ　７月号　No.559

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

そうだ！

行政書士に相談しよう

貴島 明日香

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省 栃木県

令和4年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

行政書士相談センター
電話無料相談 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始・お盆を除く

まるくいく
028-638-0919